

## 令和7年度介護職員処遇改善補助事業補助金 交付要綱

### (趣旨)

第1条 埼玉県は、介護人材の確保という喫緊の課題に対応するため、介護従事者の幅広い賃上げ支援、及び職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を含む。以下「介護サービス事業所等」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、埼玉県内に所在する介護サービス事業所等を運営する事業者（以下「事業者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象とならない。

- (1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

### (補助対象事業等)

第3条 補助金の対象となる事業は、「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の実施について」（令和7年12月25日付け老発1225第3号厚

生労働省老健局長通知)の別紙「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業実施要綱」(以下「国実施要綱」という。)に定められた事業とする。

2 補助金の申請手続等については、次のとおりとする。

- (1) 補助金を受けようとする介護サービス事業所等の事業者は、埼玉県知事に対してその旨の申請を行う。
- (2) 複数の介護サービス事業所等を有する事業者については、埼玉県に所在する介護サービス事業所等について、原則として一括して申請を行う。

(交付申請書の提出等)

第4条 規則第4条第1項に掲げる申請書の様式及び記載事項は、様式第1号「令和7年度介護職員処遇改善補助事業補助金交付申請書」のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

3 規則第4条第2項第5号に掲げる知事が定める事項に係る添付書類は、次のとおりとする。(3)と(4)については、事業所等のサービス種別により該当する書類を提出すること。また、埼玉県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に登録した口座に振り込みを行う場合は、(6)並びに(7)の添付は不要とする。

- (1) (様式第1号) 令和7年度介護職員処遇改善補助事業補助金交付申請書
- (2) (別紙様式ア) 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業計画書 基本情報入力シート
- (3) (別紙様式ア-1) 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業計画書 処遇改善加算対象サービス 総括表
- (4) (別紙様式ア-2) 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業計画書 処遇改善加算対象外サービス 総括表
- (5) (別紙様式ア-3) 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業計画書 個票
- (6) (様式第2号) 口座振替依頼書
- (7) 補助金の振込を希望する金融機関の口座名義、金融機関名、支店名、及び口座番号等を確認できる通帳等の写し

4 第1項の申請書及び添付書類は、別に定める提出方法で期日までに提出するものとする。

(交付決定通知等)

第5条 規則第7条の交付決定通知書様式は、様式第3号のとおりとする。

2 知事は、補助金を交付しないことを決定した場合には、様式第4号により通知する。

(変更交付申請)

第6条 申請者は、第4条による申請書に変更を生じたときは、様式第5号により変更交付申請をしなければならない。

2 前項による添付書類は（別紙様式ウ）変更に係る届出書（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）のほか、第4条第3項のとおりとする。

(変更交付決定)

第7条 変更交付決定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(交付の方法)

第8条 埼玉県は、交付決定を受けた介護サービス事業所等が交付対象月（令和7年12月を標準とする。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により令和8年1月、2月及び3月の任意の月を対象月とすることができる。なお、1回目の申請受付で選択できる交付対象月は、令和7年12月のみである。）の介護報酬について国保連に請求をしたことにより本補助金の請求があったものとみなす。なお、交付額は、国保連が各月の介護報酬確定額に基づき算出した額のとおりとし、口座振替により補助金を交付する。

2 前項の補助金は概算払とする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の実績報告の様式及び記載事項は次のとおりとし、その提出部数は1部とする。

- (1)（様式第7号）令和7年度介護職員処遇改善補助事業補助金実績報告書
- (2)（別紙様式イ）介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業実績報告書 基本情報入力シート
- (2)（別紙様式イー1）介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業実績報告書
- (3)（別紙様式イー2）介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業実績報告書（施設・事業所別個票）

2 前項の実績報告書は、別に定める期日までに提出するものとする。

3 職場環境改善経費について、消費税仕入控除税額に充当することはできないため、消費税額を対象経費に含めないこととすること。

#### (特別な事情に係る届出)

第10条 事業の継続を図るために、職員の賃金水準（処遇改善加算による賃金改善分を除く。以下この（5）において同じ。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、以下の①から④までの事項を記載した（別紙様式エ）特別な事情に係る届出書（以下「特別事情届出書」という。）を都道府県知事に届け出ること。

- （1） 本補助金の交付を受けている介護サービス事業所等の法人の収支（介護事業による収支に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容
- （2） 介護従事者の賃金水準の引下げの内容
- （3） 当該法人の経営及び介護従事者の賃金水準の改善の見込み
- （4） 介護従事者の賃金水準を引き下げるについて適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法 等

#### (補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第8号のとおりとする。

#### (決定の取消し等)

第11条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 法令に違反する行為があったとき。
- （2） 不正の手段により補助金の交付を受けた又は受けようとするとき。
- （3） 補助対象者又は補助対象事業に該当しないことが明らかになったとき。
- （4） その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。

#### (補助金の返還)

第12条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は第10条の規定により額の確定をした場合に、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

#### (交付の条件)

第13条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1） 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(書類の整備等)

第14条 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月2日から施行する。